

「中間的な結果報告」受領後の手続きについて

～本審査／高度・専門機能～

「中間的な結果報告」は、訪問審査からおおむね6～8週間後に病院機能評価ファイル送受信システムで送付します。「中間的な結果報告」を受領した後の流れにつきましては、**別紙1**「中間的な結果報告受領後の流れ」をご確認ください。

I. 「中間的な結果報告」で評価C（本審査）または評価IV（高度・専門機能）がない場合

評価機構内で認定の判定についての審議をすすめます。結果は、審議終了後に「審査結果報告書」をもって病院にお知らせします。（評価機構が「中間的な結果報告」を送付後、おおむね1～2か月程度）

II. 「中間的な結果報告」で評価C（本審査）または評価IV（高度・専門機能）がある場合

「中間的な結果報告」において指摘された内容について改善を図り、「補足的な審査」を受審することができます。「中間的な結果報告」の内容をご確認のうえ、「補足的な審査」を受審するかどうか病院内でご検討のうえ決定してください。なお、「補足的な審査」の対象は、評価Cまたは評価IVの項目です。

※ 短期間での改善が難しい場合など、病院の判断により「補足的な審査」を受審せず、認定の判定について審議を行うことができます。

【受審意向の登録について】

「中間的な結果報告」受領後1か月以内に下記URLより手続きを行ってください。

<https://hosp.jcqhc.or.jp/public/seminar/view/8>

※ 受審意向の登録は、改善の取り組み資料の提出前でも可能です。

1. 「補足的な審査」を受審する場合

(1) 改善の取り組み資料について

・ **様式1 (Word)** を病院機能評価ファイル送受信システムよりダウンロードいただき、取り組み報告を記載のうえ関連資料を添えてご提出ください。

※ **様式1 (Word)** は、該当の病院のみに送付します。

・ 取り組み報告は、改善の取り組み状況・実績を十分に確認できるよう「資料に含まれたい要素」を参考にして作成いただきご提出ください。

・ 「中間的な結果報告」を受領後1か月以内に、評価Cまたは評価IVの項目について改善の取り組みが確認できる資料2部を審査課宛てにご郵送ください。

※ 評価機構への送付期日が休日にあたる場合は、翌営業日必着でご提出ください。

【資料に含まれたい要素】

- ① 改善の取り組みについて、院内で検討した会議・委員会の議事録など
- ② 改善の取り組みの具体的な内容と実施状況が分かる資料
(開始時期、改善前と改善後の写真など)
- ③ 改善の取り組みをきっかけに作成、または改訂した規程やマニュアルなど
(新旧が分かるようマーカーなどで表記してください)
- ④ 改善の取り組みについて、院内に周知したことが分かる資料
(イントラネットの周知文やメール、院内掲示、研修など)
- ⑤ 現状では改善の実績はないが、今後予定している計画や進捗状況が具体的に
分かる資料

※関連資料には番号を付すなど、どの内容に対応する資料であるか、明確に表示してください。また、審査を円滑に進めるため、該当資料において根拠となる箇所がどこであるか分かるよう工夫してください。

(2) 審査の実施について

補充的な審査は、「中間的な結果報告」受領後2か月以内に実施します。

①審査方法

- ・補充的な審査は、「訪問による審査」、「Webによる審査」または「書類による審査」により実施され、その方法は、評価Cまたは評価IVの項目の内容、およびご提出いただいた改善の取り組みが確認できる資料に基づき評価機構が決定します。
- ・「訪問による審査」、「Webによる審査」の場合は、審査日の日程調整のため、評価機構から連絡いたします。
- ・「書類による審査」の場合は、ご提出いただいた資料に基づき審査をすすめます。評価機構からは、請求書を発送する際の送付状に「書類による審査」の完了日を記載してお知らせしますので、事前の連絡はございません。あらかじめご了承ください。

②評価料【1機能種別につき】(3rdG:Ver.3.0)

審査方法	価格(税込)
書類等による審査	99,000円
訪問による審査 または Webによる審査(1名)	209,000円
訪問による審査 または Webによる審査(2名)	341,000円
訪問による審査 または Webによる審査(3名)	473,000円

(3) 結果について

- ・認定の判定についての審議は、「中間的な結果報告」および「補充的な審査」の結果に基づき行います。
- ・「中間的な結果報告」および「補充的な審査」の評価と評価所見は、評価部会・評価委員会での審議を経て「審査結果報告書」に反映されます。
- ・「補充的な審査」で継続的な取り組みが必要と判断された場合や、「補充的な審査」時点では取り組みの結果が確認できなかった場合など、評価の変更に至らないこともございます。
- ・評価Cまたは評価IVで「改善要望事項」がついた場合は、「審査結果報告書」受領後に「確認審査」もしくは「再審査」を受審することになります。「確認審査」もしくは「再審査」の詳細につきましては、審査結果報告書の送付時に改めてご案内いたします。

2. 「補充的な審査」を受審しない場合

「中間的な結果報告」の内容に基づき審議を行い、「中間的な結果報告」に総括を付して、評価Cまたは評価IVの項目がある「審査結果報告書」となります。

Ⅲ. 「中間的な結果報告」に関する意見について

- ・病院が事実誤認などについて意見を述べる場合は、「中間的な結果報告」受領後1週間以内に、評価機構（評価事業審査部 審査課）に電話またはメールでご連絡ください。
- ・受領後1か月以内に、意見の根拠となる資料2部を審査課宛てにご郵送ください。
- ・意見の内容によっては、通常よりも1~2か月程度審議が遅くなります。

【資料の提出・お問い合わせ先】

住 所：〒101-0061

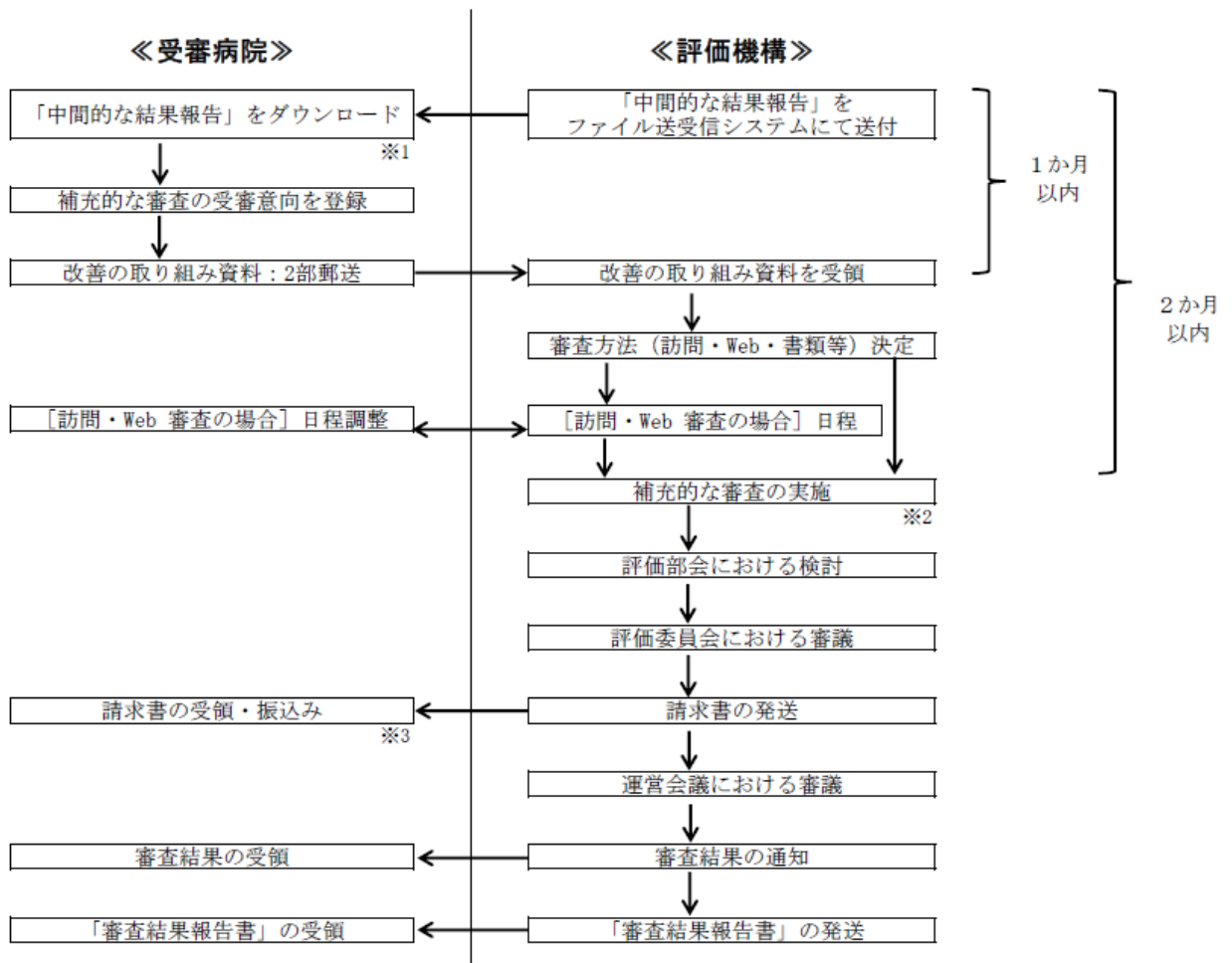
東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号東洋ビル

宛 先：(公財) 日本医療機能評価機構 評価事業審査部 審査課

電 話：(03) 5217-2321

メール：shinsa@jcqhc.or.jp

「中間的な結果報告」受領後の流れ



- ※1 「中間的な結果報告」で評価Cまたは評価IVがない場合は、補充的な審査は行わず、評価部会・評価委員会における審議に進みます。
- ※2 補充的な審査を「訪問」「Web」で実施する場合は、日程が決定次第、請求書を発送いたします。
- ※3 補充的な審査を「書類等」で実施する場合は、請求書を発送する際の送付状に「書類等による審査」が完了した日の記載がありますのでご確認ください。